

## 仙台市環境影響評価審査会 議事録（要旨）

■日 時	平成24年10月31日(水) 13時30分～16時25分
■場 所	小田急仙台ビル3階 会議室4
■出席委員	持田委員、風間（基）委員、風間（聰）委員、永幡委員、西田委員 松八重委員、溝田委員、安井委員、山崎委員、山本委員
■欠席委員	清和委員、武山委員、三上委員、山田委員、横山委員
■事務局	小林環境局次長兼環境部長、川股環境都市推進課長、 川邊参事兼環境企画課長、環境対策課推進課長代理（千葉推進係長）、 (環境都市推進課環境調整係)
■ 事業者	(仮称)仙台市富沢駅西土地区画整理事業 事業者
事務局	【次第1 開会】 ・審査会成立報告
事務局	【次第2 資料確認】 ・資料確認
持田会長	【次第3 審議】 《公開・非公開の確認》 原則公開。ただし、個人のプライバシー及び希少な動植物の生息場所に関する事項があれば非公開とする。 →（各委員了承） 《署名委員の確認》 議事録署名 永幡委員に依頼 →（永幡委員了承）
持田会長	【次第3 審議1】 それでは審議に入る。 審議事項は「(仮称)仙台市富沢駅西土地区画整理事業環境影響評価準備書について」である。今回が初めての審議となるので、まず事務局から説明をお願いする。
事務局	(仮称)仙台市富沢駅西土地区画整理事業環境影響評価準備書は、10月15日付で提出され、10月19日から1ヶ月間縦覧を行っている。説明会は11月8日に開催する予定である。意見書の提出期間は12月3日までとなっているので、意見書の有無、内容については12月の審査会で報告する。 通常と同じように、本日を含め3回にご審議で答申を頂くことを予定している。
事業者	準備書の内容については事業者から説明する。 (準備書・準備書要約書について説明)

持田会長	それでは、委員の皆様からご質問、ご意見等をお願いしたい
風間(聰)委員	調整池の排水について、これは一度たまたまものを、東にある既存の排水管に流すのか。その配水管が東に行き、笊川に行くというような形か。
事業者	そうだ。地区の東側は既に市街地整備を終え、雨水管渠が整備されている。そこに新たにつなぎ込み、笊川に排水するという計画になっている。
風間(聰)委員	今回の分も含めて、排水管のキャパシティ（許容放流量）は満たしているのか。
事業者	準備書1-33ページをお開きいただきたい。図でグレーに塗ってある部分については、既に東側に整備されている雨水管渠に、調整池を経由しないで排水しても、流下能力があることを確認している。
風間(聰)委員	そこに更に継ぎ足されるわけであるが、その分が入るだけのキャパシティはあるのか。
事業者	継ぎ足される分を直接放流することができるキャパシティはないので、一度調整池で流量調整をして、許容できる分だけを流す。雨がやんで水量が減ったら徐々に流すことにより、下流の流量は満足するという計画になっている。
風間(聰)委員	わかった。
安井委員	要約書16ページの植物の欄のウに「事業により事業予定地の樹木・樹林のほとんどが改変され消失し、大径木や…」とあり、また2番目の緑の量のところに、「ほとんどが改変されて消失する」とある。 樹木、樹林を残す、という考え方方はできないのか。
	準備書1-5ページに航空写真がある。この田んぼがなくなってしまうのは仕方がないとして、比較的まとまってある樹木を残しながら建築をしようすることは、一度も考えたことがないのか。
事業者	その件の経緯についてご説明する。区画整理事業が終わった後には、行政が管理する公園・道路等の公共施設、地権者さんがお持ちになる民地、それから保留地という三つに大きく分かれる。 まず、公共施設については、緑地を残す場合には、恐らく公園がその対象になると思うので、なるべく現況にある木を残していただけるように、これから協議をしていくこうという話をしている。というのも、組合が設立しない現時点では、実施設計で木を残す、残さないという協議に、行政として正式に応じられないということなので、将来的に残す道が少しでもあるよう、そういう位置づけを持って、協議を進めてきた。 一方、地権者さんがお持ちになる民地については、仙台市の保存樹木・保存樹林制度を活用し、将来、宅地化されても木を残して欲しいというお願いを、組合設立後に行う準備をしていた。

	このような形で、緑の保存を考えている。
持田会長	要約書 16 ページには「ほとんどが消失する」とあり、代償措置のところにも、「事業者の実行可能な範囲では代償措置の実施は困難」とある。今、説明していただいた部分はどこに記載があるのか。
事業者	要約書 16 ページの代償措置の検討の 2 段落目の、「10箇所の樹林地について…」というところで記載している。 全域が改変されるというのは良くないのでは、とご指摘があったが、まず、準備書 1-13 ページの公園・緑地計画の中で、この事業で今現在できる緑化の考え方を整理している。 特に、緑化整備に係る公共施設管理者との協議内容を記載しており、公園については更地状態での仙台市への引き渡しということがある。 また、調整池内の樹林等の環境整備についても、今は、木々をすべて切つてしまうような計画しか書きようがない。 ただ今後、管理者との協議の中でそういうものが可能であれば、そちらのほうで代償措置をはかっていきたいと考えている。
安井委員	公園は更地で引き渡さなければいけないのか。
事業者	準備書 1-13 ページにも記載しているが、原則は更地での引き渡しだが、公園利用を妨げない樹林や樹高計画であれば、その限りではないと聞いている。先ほどお話した実施設計も、実際にどの木を残すと公園に適しているのかといったところを、今後の詳細設計の中で示してくださいということで、残す可能性は示されている。
安井委員	公園での緑地保全が全くだめではないということは申し上げておきたい。 2週間ほど前にドイツで、環境に配慮し、樹木を1本も切らないという、世界的にすばらしいヴォーバン（フライブルク市）の住宅地を見てきた。やはり命があってそこに根づいているものを全て切って、若い木を植えるというばかばかしいことはしないほうがよいと思う。 この敷地を持っているお百姓さんたちは、身近に植物を愛で、植物の恩恵を受けながら生活をしてていると思う。今、植物一つをとっただけでも、全部刈ってしまうのではない考え方を、日本のまちづくりに取り入れていかなければならない時代になっているのではないか。ヴォーバンのまちには、新しい住宅地であるにもかかわらず大木がたくさんある。建築は大変だと思うが、そういう状態の中できちんと建築を計画して、良い状態にしている。 それから、雨水についても、地盤沈下が何センチかあるのは沢山汲み上げたためだと書いてある一方で、雨水は全部どこかに流すというのではなく、また地中に戻すというようにできないか。雨がないときには単なる地面だけれども、そこに一時的に水たまりができる、はけていく池ではない調整池の

	のようなものを公園とともに作っていくなど、いろいろな取り組みが考えられると思う。それは区画整理の範疇ではないと分かりつつも話しているが、そういうことも考えながらやっていかないといけない。最終的に誰かに売り渡されてからそんなことを言って、もう後の祭りという状態にならないよう、ここで1回議論していただきたいと思う。
持田会長	事業者は、仙台市になるべく残す方向で相談しているが、仙台市がだめだと言っていることになるのか。
事業者	準備書1-13ページに書いてある通り、管理者（仙台市）として、まず原則論を話しており、それが更地渡しということである。
安井委員	当然、色々政策を考えなければならないので、公園として使える木があれば、それは残していくので、後々協議してくださいというお話を。
持田会長	私が言っているのは、公園にするという話ではない。区画を整理した中に木が立っていて、この木は切ってはならないという規制をかけるぐらいのつもりでやらないと、すばらしい町はできないし、この町がそういうすばらしい町になることによって、価値が上がるということも十分に考えられるということで言っている。
持田会長	準備書1-16ページに、今の樹林地と、公園がオーバーラップして書かれている。今の話は、この緑の公園用地と赤の樹林地が重なったところは、仙台市の公園管理者となるべく残す方向で協議をして、それから、公園と重なっていないところは、個別の民有地になるので、保全の働きかけを地権者の方に行い、なるべく保存樹林にしようということである。
安井委員	だから、働きかけを行った結果、保全されるということがどれくらい現実的かということが問題だと思う。
安井委員	強制はできないが、これらが保全されるといいと思う。杜の都正在のだから、みんな木を切ろうというのはいかがなものかと思う。
事業者	樹林が固まっているところを道路にしたりせず、集合住宅用地等にしておけば幾らでも保全できるのではないか。個人用宅地として売ってしまえば、難しいと思うが。
事業者	元のものを無視して道路や区画をしてしまうというのが日本の都市計画の常だが、現状を生かした状態の計画はできないのか。
事業者	大変貴重なご意見だとは思うが、現行の区画整理制度の中での事業であるということと、現行の都市計画制度の中で、個人所有者に対し樹林を残しないというのは、事業主としては、なかなか言えない部分がある。当然それではいけないと思っているので、保存樹林制度を使って、地権者の皆さんにはなるべく残すように働きかけようと思っている。
	あと、計画の中でもう少し木を残すような道路配置等ができなかったのか

というご指摘について、ご説明する。

(追加資料配布)

中央に、南北に1本二重線になっている歩道付きの道路と、東西に行く道路があるが、こちらには、今、仙台市の600ミリ程度の水道管が2本入っている。この青い点線が、水道管が入っているという道路で、仙台市の中心部に水道を供給する大動脈となっており、これを移設することは非常に困難である。

よって、この上の道路はどうしても移動できず、このまま残さなければいけない。また、比較的太い道路なので、7番の樹林の真ん中あたりに交差点形状をつくるなければならないが、交差点では安全性、視認性を大事にするので、きれいな十字になるよう計画をすると、この大きな7番の一群の緑地については分断せざるを得ない。

あわせて、その周辺の道路配置についても、既存の住宅配置や将来の住宅計画、交差点の形状、災害路についても同様に、きれいな線形になるよう指導されているので、どうしても縦横にこの緑地を切ることになる。

もう一つ、地区の北西にある、1番の樹林についても、すぐわきに農業用水路が整備されており、この水路を管理する上で道路が必要である。よって、7番、1番の2箇所については、道路で樹林を分断してしまう結果になっている。

一方で、3番、4番、5番の樹林については、樹林の分断をしないように道路配置の計画を行った。こちらについては、最終的には土地の所有者の考え方へ委ねられる部分があるが、樹林を残していただくような協議は進めたいと考えている。

加えて、7番の、一番大きな公園にも一群の樹林が残るので、この部分については、公園管理者に協議していきたい。

以上が、先ほどご指摘のあった樹林に対しての今の土地利用計画が重ねられた経過の説明である。

これから道路を作るのであれば何とでもできそうな感じがする。

公園を樹林の真ん中に計画すればいいことだとも思う。必ずしも道路が直ぐでなくても良いのではないか。住宅地で、わざわざスピードを出せないようにしているところもあるはずである。

また、この道路は仙台南部道路にぶつかる。行き止まりみたいなものではないか。それとも南部道路を越えるのか。

この道路は、この地区内をU字型に1本太い道路を通しておる、ぶつかつていって戻ってくるようになっている。南部道路の南側はすぐ名取川の河川敷になっており、南部道路をくぐって、あちら側に行くという計画はない。

安井委員

事業者

安井委員	黒い点線のところは、道路ではなく、公園でもいいわけだ。
事業者	交通導線を考えると、こういった形にせざるを得ない。交差点も同様である。
安井委員	環境影響評価委員の立場としては、これだけのものを全部壊して道路にしてしまうとか、切ってしまうということに対し、「そうですか」とは言えない。直せという強制はできないけれども、必要な意見として述べる。
事業者	事業者としては、申し上げたことを精一杯やっていくということしか今は言えない。
持田会長	今の話は、準備書 1-13 ページに書かれていた公園の部分と民有地の保全をこのようにやっていきますという話と、今ある、まとまった緑地をわざわざ分断するように道路を作る必要があるのかという、具体的な計画の中身についてのご指摘との 2 種類だと思う。
	私も公園を少し右にずらせば民有地でなくなり、市と話せば済む話になるのではと思う。道路の専門の先生や、他の観点から見て、そういうことはしないほうが良いという、ご意見もあるかもしれないが。
安井委員	もう一つ、公共交通に頼るようにすると事業計画に書いてある。それと、今の、こういう道路を通さなければいけないというのとに矛盾が生じているような感じがする。この中は用事のある人しか来ない。仙台南部道路に通り抜けもできない。それらも考えながら、次回ご回答をいただきたい。
事業者	わかった。
持田会長	緑の話は、荒井地区等のアセス審査会で、何回も話してきたが、今回は大きなまとまりがなくなってしまうので、皆さん印象深く聞かれたと思う。もし、可能性があればもう少し回避できるように、あるいは公園でカバーできるようになれば良いと思う。
山崎委員	要約書 7 ページの、個別的事項 (3) 騒音・振動に対する事業者の見解は、水質に関する記述になっている。それから、個別事項 (2) 大気質に対する事業者の見解も、騒音に関する記述になっている。
	個別事項 (2) (3) に対する事業者の見解を訂正していただきたい。
事業者	記載ミスである。
	準備書 2-8 ページに正しい記載がある。(3) の資材の運搬と重機の稼働による複合影響については、それぞれの影響を予測し、騒音については等価騒音レベルで合成し予測した。また資材の運搬と重機の稼働にそれが生じた場合については、それぞれのピークを合成し予測した。
山崎委員	もう一つ、大気質の (2) に、騒音の (4) と同じことが書いてある。
持田会長	要約書 7 ページの大気質の (2)、「事業予定地には、病院、小学校等の施設が立地していることから、建物の高さ方向の予測を行った。」というのは、

	騒音の話ではないか。
事業者	準備書 2-8 ページの上から 2 番目の右側を見ると、「資材等の運搬と重機の稼働による複合の影響…」と、書いてあり、準備書が多分正しい。転記ミスのないようお願いしたい。
風間 (基) 副会長	はい。ご指摘のとおりなので訂正する。 要約書 15 ページの地形・地質の、イ液状化現象の予測及び評価のところに、液状化の発生の可能性はほとんどないと予測されるとして、措置を講じる必要はないとしているが、準備書をみると私にはそう見えない。
事業者	準備書 8-6-33 ページや 8-6-35 ページで、ボーリングのデータに基づいて液状化の予測をしているが、液状化と判定される層が結構ある。赤字（液状化の可能性があるところ）で書いてある部分以外にも、1.029 など、ぎりぎりのところがある。
風間 (基) 副会長	もう一つは、8-6-5 ページに、ボーリングの調査地点が書いてあるが、通常、液状化の危険がある最たるもののは、ここで言うところの、水色の旧河道である。旧河道に位置するところのボーリングデータがないので、これだけのデータで、単純に液状化の発生がないとか、措置を講じる必要がないという結論になるのは理解できない。
事業者	それからもう一つ、その根拠として、今回の東北太平洋沖地震で液状化の発生が報告されていないとあるが、それをどのように調査したのか。事業予定地は田んぼだと思うが、田んぼだと液状化したかどうかというのはその気で見ないと分からない。これは実際に調査した結果なのか、それとも単純に文献等に書いていないからということでこのように判断したのか。
風間 (基) 副会長	旧河道でのボーリングのデータは B-4 があり、準備書 8-6-32 ページでその液状化の判定をしている。そこで液状化の危険度は低いと判断している。
事業者	低くはない。準備書 8-6-35 ページに、B-4 のデータ結果があり、液状化の判定がされているのは砂質土で、0.833 と 0.819 と FL が赤く囲ってあるが、ここの値も 1 を切っているし、その上も 1.045 や 1.098 などであり、ぎりぎりの値である。
風間 (基) 副会長	だから、全くないとか、ほとんどないとは書けないのでないか。 言い切りは我々もおかしいと思っている。
事業者	FL にしても PL にしても、液状化判定の簡易な方法である。簡易な方法でフィルターにかけ、可能性があったなら、やはり配慮すると書くべきではないか。
風間 (基) 副会長	その通りだと思う。 それから、要約書 15 ページの地盤沈下の予測及び評価で、圧密度 90% に到達するまで 4~8 日と書いてあるが、私が計算すると 20 日~30 日くらいに

	なる。良いデータを使ってもそうなるので、これは早過ぎるのではないか。 計算が間違っていないか。
事業者 持田会長	再精査させていただく。  今の書きぶりが、液状化の可能性が低いと考えたものなので、これが低くないとする、準備書の中身の項目等にも波及するのでは。
風間(基)副会長	そう思う。配慮事項にてしまっている。  だから、浦安のように町全体が沈下する、ということはないが、局所的にそういう可能性はあるので、その辺については配慮するという程度に書いていただければと思う。
事業者 溝田委員	了解した。  要約書 20 ページの自然との触れ合いの場のところ。田んぼや樹林地帯も自然の触れ合いの場であるはずだが、そういうことが一切書かれていません。笊川だけが自然との触れ合いの場とあり、保全措置に関しても川のことしか書いていない。樹林や田んぼについても、どうやって保全していくのか書いていただきたい。
事業者 溝田委員	それから動物・植物・生態系の代償措置について、書かれている代償措置をしても、ありふれた、おもしろくない自然が少し増えるだけである。緑の面積さえ増えればそれで良いとなっており、緑の質に関して全く注目していないところが問題である。もともとある、生物多様性の高い自然を残すということが、動物のためにも、自然の触れ合いの場のためにも重要だと思うので、そういう観点からの回答を期待したい。
事業者 溝田委員	樹木の植栽については、準備書 1-14 ページに記載しており、地域の在来種等に配慮するような計画としている。  例えば、「花が咲く樹種」とあるが、逆に花が咲かない樹種があるのか。杉を植えても、外来種を植えても花が咲く樹種である。だから、質に配慮して欲しい。
事業者 持田会長	まだ管理者と樹種の協議までできていないので、事業者側の考え方として、この記載にとどめている。  今の指摘は、自然との触れ合いの場で川しか出てこないということは、事業者の方には、今ある緑、樹木が貴重な触れ合う自然であると捉えられていないということなので、自然との触れ合いは、単に川だけではないと意識をするようにということと、質にも配慮するようにということだ。
事業者 永幡委員	了解した。  騒音について、供用後にかなり高くなってしまうが、既存の住宅があるところに関して何も対策なしで本当にいいのか。
事業者	既に現況でも環境基準に近い値ではある。その中で事業者がとれる対策と

	しては、まず今住んでいる方やこれから入ってこられる方に対して、こういう環境になりますという説明をさせていただく。また、どういった保全対策がとれるかは今後の道路管理者等との協議になるかと思う。
事務局（環境調整係長）	一つの案としては、排水性舗装等を実施することが考えられる。ただ、できるかどうか等については、今後の協議で考えたい。
事業者	事前に協議を庁内で行ったと伺っていた。その部分についてもご説明いただきたい。
持田会長	道路管理者である太白区役所との協議をしており、排水性舗装を一部区間やることは構わないというところまでの話はいただいている。
山本委員	「環境基準を上回るが」と書いてあるが、環境基準というものは、こう簡単に上回っていいものなのか。
持田会長	騒音に関する環境基準の設定レベルは、社会的な条件が加味されており、健康影響のことや人間環境ということからみると、必ずしもこれで絶対安全というレベルに設定されているとは限らない。環境基準は最低限守られるようにする基準と考えた方が良い。
永幡委員	排水性舗装というのは、透過性という意味か。
持田会長	そうだ。少し吸音するので、騒音レベルが少し下がるのは事実である。
永幡委員	排水性にすると透過もする、音にもいいということか。
持田会長	数dB下がると思うが、本当にそれだけで十分なのか。そもそも環境基準というのは、今超えていないとか、それを超えないようにするというのが目標のはずである。その観点からすると、やはり、すごく気になる。しかも、4～5dBぐらい一気に上がっている。そんなに上がっているのを黙って見過ごすわけにはいかないだろう。
永幡委員	既存の市街地への影響というのは、計画敷地から外れたところか。
持田会長	そうではなく、敷地内の道路沿いに既存の住宅が何軒かある。だから、その人たちは確実に影響にさらされることになる。
永幡委員	今、この市道富沢山田線沿いにある、既存の家か。
持田会長	そうだ。他のところは、業務用地等にするということで計画されているので、その通りになればよいが。
事務局（環境調整係長）	既存の住宅があるという件は、準備書1～5ページの航空写真をみていただきたい。市道富沢山田線が東西に太く通っているが、その南側で、さらに事業地の中では東端に寄っている部分に4～5軒、道路沿いに既存の住宅がある。

永幡委員	さらに言うと、ここが基準を超えるということは、この事業予定地範囲を超えたすぐのところは恐らく全部超え、環境基準に達していないところというのは一気に増えることになる。 だから、ここだけを排水性舗装にしたらいいという話ではない。これは市道なので、多分仙台市の責任になると思うが、その先も対策しないといけない。
持田会長	排水性舗装以外に何か対策はあるのか。
永幡委員	あとは車の数を減らすしかないと思う。
持田会長	遮音フェンス等をすると、景観が悪くなるか。
永幡委員	透明の素材で遮音、防音している既存の例はあるようなので、そういうのをしたら少しはましなのかもしれない。
持田会長	3dB 上がるというのは、この事業の供用による車両だけで上がってしまうということか。
永幡委員	資料を読む限りではそうである。住宅と車の数が増え、かなり増えるようだ。
事業者	市道富沢山田線のこの区間は信号が設置されておらず、その点でも少しスピードが出ているということもあり得る。その現況で測ったスピードで予測をしているので、騒音が少し高めに出たという気がしている。 この件については、今後の話になるが、住宅が張り付けば、警察との協議の中で信号の設置も有り得る。それにより、多少スピードが落ち、騒音が下がるということが期待できると思う。併せて排水性舗装を行うことにより、環境基準を超えないようにしたいと思う。
永幡委員	それなりの太い市道なので、スピードを思い切り落とせるというようにはならないのだろう。
持田会長	これまでの指摘をまとめると、環境基準を超えるのは非常に問題であり、対策として、排水性舗装をなるべく実施することと、信号をつけスピードを落とすということが出た。さらに、既存の事業地内の市街地だけではなく、事業地に隣接する市街地にも影響がありそうだという指摘もなされた。 これらの点については、よくご検討いただいた上で、再度、議論したい。
事務局（環境局次長兼環境部長）	環境局次長の小林です。 この件については、内部でも議論した。外部の条件が変わり、仙台市が持っている道路の状況が悪くなるということはある。そこで、原因者が特定できない場合、環境基準を満たすため、低騒音になるような舗装等を実施することは市の役割なので、いずれにせよ協議していただきたい。 それから、透明なフェンスや植栽、家を建てる場合のセットバック等により、少しでも影響を緩和できると良い。

排水性舗装により、2~3dB 程下がると聞いているので、3dB 程上がるところは、舗装で下げられるのではないかと思う。ただ、事業者側でも、植栽や家を建てる場合のセットバック等の工夫を合わせて実施しないと環境基準を満足するのは難しいと思う。信号機の設置も効果があると思うので実施していただきたい。

永幡委員

事務局（小林  
次長）

排水性舗装による吸音効果は、時間経過とともに落ちてしまう。

あと、もともと道路があつて環境基準を超えていたのだから、そのままで良いのではないかということでは駄目だ、という基本的な考えがある。周りの状況も変化するし、環境基準を超えるところで生活する人が増える可能性もある。事業に伴い、環境をより良く変えていくことが、アセス制度の考え方なので、当然、仙台市側も事業者側も考えていかなくてはいけない。

持田会長

その考え方でやって欲しい。

排水性舗装や信号という道路の部分だけではなく、事業用地の中での住宅配置のセットバックや植栽も考えて欲しい。

補足だが、排水性舗装道路については、現在、市ではなく事業者側でその費用を負担できないかということで、事業者と市の協議がなされていると聞いている。

そうすると、事業区域内だけが排水性舗装ということになると思うが、外への影響を考えると、事業区域外についても排水性舗装を考えないといけないのではないか。

その辺りについても今後、市と事業者で今後協議していくべきものと思う。

事務局（環境  
都市推進課  
長）

持田会長

騒音が環境基準を超えるということは、非常に問題であるという認識で一致しているので、できる限りの対応をとっていただきたい。

永幡委員

あと、細かいことだが、記号の表記に幾つか誤りがあったので、評価書ではきちんと直して欲しい。

事業者

了解した。

山本委員

準備書 1-29 ページの土工計画で、区域内の切土で発生したものと、外から搬入したものを盛土に使うと書いてある。そのうち 90 何% は外から持ってくる土ということをしているが、東日本大震災後、あちこちで堤等をつくるということで、土が足りなくなっている状況は考慮しているのか。工事全体の進み方等の点で、何か考えていることがあれば教えて欲しい。

事業者

今、352,100m<sup>3</sup>を、場外から運んでくる計画になっており、復興関係の造成、築堤等で土が足りないという状況は変わらないが、当地区は比較的、山側近くに位置しており、海辺に比べて容易に、周辺の土取場等から運べる可能性

	がある。ただ具体的にどの土取場から土を確保できるということは、組合設立前ということもあり、まだ確定はしていない。
風間(聰)委員	準備書1-46ページに記載のある土取場は予定ということか。
事業者	そうだ。
山本委員	予定通りに行けばこれでいいというのは分かるが、その通りに行かなかつた場合のリスクヘッジ等についてどう考えているのかが聞きたい。工事計画の最初が造成なので、土が確保できないとその後の計画にも影響する。
事業者	現在は土工費が上がっているという結果になっているので、その分、土の単価を上げれば、土は確保できる。それに対し、そういうった費用の増分も含め、保留地の量を増やしたり、土地の単価を少し上げて売ったりしてリスクヘッジできるよう事業計画を組み立てている。
山本委員	数値的にはある程度行けるという判断をしているが、実際どうかというところはまだ詰めていない。
事業者	土取地の土の質に関しては、信用できるのか。
山本委員	将来、宅地として整備し販売するものなので、粒度の試験をし、盛土材に適したものだけを運ぶようにしたいと思っている。
風間(聰)委員	こここのところ、土がうまく確保できず、事業が進まないという話を聞いている。事業を進める上で対応を考えておくべき点であると思う。
事業者	調整池は、後で公園化する等の話はあるのか。
風間(聰)委員	現時点では、コンクリート張りの調整池を考えている。
事業者	仙台市に引き渡した後に変えてても良いという話か。
風間(聰)委員	最終的な管理者である仙台市から、公園化等はしないようにと協議の際に指導されている。
事業者	今は調整池を、水辺の公園のようにするところが結構あるが、そういうことはやらないということか。
風間(聰)委員	自然流下で流れたり、水の勢いがあるような場所であれば、公園化をしている場合があるが、この土地については、管に枝葉が詰まつたり等、管理上の問題があるので、そういうことはしないで欲しいと仙台市に指導されている。
事業者	メンテナンスが楽なほうを選ぶということか。少し残念な気がするが。
山崎委員	文化財について、準備書8-13-2ページの図を見ると、この地区には埋蔵文化財がかなりあるように見える。図に青で示されているところは、既に大規模な調査等により、遺跡の全容が大体把握されていると理解してよいか。
事業者	既存の都市計画道路沿いの調査は終わっているが、その他はまだ調査をし

	ていない。図は、市で、埋蔵文化財包蔵地のエリアだらうと指定している範囲を示している。
山崎委員	現状としては、既にできている道路をつくる際に調査はしているけれども、それ以外のところは、詳細調査はされていないということか。
事業者	個々の家を建てるとき等に調査したものを基に、市で、このエリアは恐らく文化財包蔵地だらうと決めたものが今の線になっている。
山崎委員	個々の場所に関しては、文化財保護法等に則って、その場所で建物等を建てて工事に入る際に調査を行うという理解でいいのか。
事業者	はい。区画整理事業者としても、公共設備、道路、公園等の整備をすることについては、事前に敷地の調査を行うように指導されている。
山崎委員	盛土等を行う場合には、調査はしなくても良いのか。
事業者	盛土を行う場所について、公共施設であれば事業者が調査を行うことになる。宅地については、今度は建物を建てる事業者さんが調査を行う。こういった形で調査を進めていく。
持田会長	それでは、本日、ご欠席の委員からご意見をいただいているとのことなので、事務局からご説明をお願いする。
事務局	ご説明にあたって、ご意見の内容が希少な動植物の生息場所等に関することとなるため、審査会を非公開とすることについてお諮り頂きたい。
持田会長	事務局から審査会を非公開としたとの提案があったが非公開とすることでおよしいか。
	→（異議なし）
	それでは、委員、事務局、事業者以外の退出をお願いする。
	《傍聴者等退出 以後非公開》
事務局	<p>【次第4 事務連絡】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・追加意見聴取 本日審議した事業について追加意見 11月7日（水）夕方までに事務局まで</li> <li>・次回審査会 11月28日（水）13:30～</li> </ul> <p>予定案件</p> <p>（仮称）仙台市富沢駅西土地区区画整理事業環境影響評価準備書（2回目）</p> <p>（仮称）東部復興道路（主要地方道塩釜亘理線外1線）環境影響評価方法書（1回目）</p> <p>仙台市高速鉄道東西線建設事業事後調査報告書案（報告）</p> <p>都市計画道路川内旗立線整備事業事後調査報告書案（報告）</p>
事務局	<p>【次第5 その他】</p> <p>特になし</p>

事務局	【次第6 閉会】 《審査会終了》
-----	---------------------

平成 25年 1月 16日

仙台市環境影響評価審査会会长

氏名 手写文字

仙台市環境影響評価審査会委員

氏名 手写文字